

司法修習委員会（第４７回）議事録

1 日時

令和７年２月２１日（金）午前１０時から午後零時まで

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

（委員）伊吹栄治、岩崎晃、沖野眞已、木納敏和、菅原ますみ、手嶋あさみ、
濱中淳子、松下淳一、山田英司、山本和彦（委員長）（敬称略）

（幹事）石井芳明、石田京子、是木誠、佐藤隆之、下津健司、鈴木道夫、野口
容子、早渕宏毅、松本麗、三輪方大、矢作和彦、吉岡大地、和田俊憲、
綿引朋子（敬称略）

4 議題

- （１）司法修習の実施状況等について
- （２）導入修習に関する状況等について
- （３）実務修習に関する状況等について

5 配布資料

（資料）

８６ 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

6 議事

（１）委員の交替

手嶋委員が任命された旨の報告がされた。

（２）報告及び意見交換

ア 司法修習の実施状況等について

石井幹事から、司法修習の実施状況等について報告

イ 導入修習に関する状況等について

（山本委員長）

導入修習に関する状況等について石井幹事から御説明をお願いいたします。

(石井幹事)

導入修習は、司法修習の開始段階で不足している実務的な知識・能力に気付かせるとともに効果的・効率的な実務修習が円滑に行われるようにすることを目的として実施をしております。

その状況を把握して、今後の修習の質の向上に役立てるということを1つの目的として、各修習期において導入修習の終了時及び集合修習開始時の2回にわたって修習生に対してアンケートを実施しております。

このうち、導入修習の終了時に実施するものを第1アンケート、それから集合修習の開始時に実施しておりますものを第2アンケートと呼んでおります。今回は第2アンケートの取りまとめをしたところですので、その概要について御報告をさせていただければと思っております。回答の集計結果をまとめたものが資料86です。冒頭にありますとおり、修習生1832人中の1676人が回答し、回答率としては91.48パーセントとなっております。以下、特徴的な点に絞って簡潔に御紹介させていただきます。

まず1頁目の図表1-1-1は、導入修習を通じて知識等に不足を感じたか否か、不足を感じる場合に実務修習中に自学自修に取り組んだか否かを集計したものとなっております。2頁目から3頁目までの図表については、これを1年前の76期の同時期のアンケート結果と比較したものとなっております。図表1-1-1のとおり知識・能力に不足を感じたとした者の割合、グラフで申しますと青色と赤色を足し上げたものになりますが、おおむね全ての項目で7割を超えておりまして、自己に不足している知識・能力に気付かせるといふ、導入修習の目的に照らしますと好ましい結果といえるかとは思っております。なお、御覧いただいておりますとおり、刑事系の特に刑事実体法の知識については他の項目に比べてやや知識・能力の不足を感じなかったと回答した修習生が多くなっております。これは修習に入る前、ロース

クール等の段階でも十分知識を付与していただいているというところかなと思っておりますが、刑事系の分野は実務修習を含めまして修習に入りますと実体法の知識というよりは事実認定を中心課題の1つとして指導しておりますので、この辺に対する詳細な知識を問われる場面が他の科目に比して少ないということが影響しているのかなと思っております。

先ほどお話しした結果について、前年の76期と比べたものが2頁目・3頁目図表1-1-2から1-1-4までとなります。いずれの項目についても知識・能力に不足を感じなかったと回答した者の割合が増加をしています。グラフで申しますと緑色の部分になりますが、こちらの割合が増加をしています。この点につきまして、導入修習・集合修習の内容は1年前の76期と今期とで基本的な変更はありませんので、仮説としては77期が当初は知識等が不足していたものの潜在能力が高く、実務修習を経て知識・能力が伸びたといった見方もあり得るかもしれませんが、その点については要因の分析を必ずしもできておりません。少し特徴的な点がございましたので、御紹介させていただいたところです。

続きまして資料で申しますと4頁目以降です。図表の1-2-1以降になりますが、こちらにつきましては、修習生の自学自修の内容。それから次頁以降になりますが1-3-1が自学自修で苦勞をした点。それから1-4-1以降については、自学自修における工夫。1-5-1以降が、自学自修に取り組まなかったとした者について、その理由をまとめたものとなっております。こちらの回答傾向自体はおおむね76期、昨年と同様になっておるところでございますので、詳細の御説明は省かせていただこうと思いますが、やや気になるところで申し上げますと、今回の資料では記載はございませんが、4頁目の1-2-1の学修した内容等との関係で、一番上の法律基本書というのが今回10パーセント強減少しておりますが、こちらについては3期連続で減少しているところがございます。近年の修習生はコストパフォー

マンスですとか、いわゆるタイパといったことを重視するところもございますので、そういった傾向が現れている可能性もございます。

また、次頁の１－３－２の辺りで、自学自修での苦勞を見ますと、全体での傾向でもございますが、特に民事分野、民事実体法では、自学自修すべき事項の優先順位が分からないと回答している修習生の割合が高くなっています。前回の委員会で民事実体法に関する基礎的な知識に不安がある修習生も少なからずいるのではないかとといった指摘が三輪幹事からございましたが、場合によってはそういった報告と通じるところがあるかなというふうにも思っています。

資料８頁目の図表２－１、９頁目以下の図表２－２は、導入修習のカリキュラムが役に立った程度についての回答の集計の結果です。こちら図表２－１を御覧いただきますと、全体として９０パーセント以上の修習生が「役に立たなかった」ものはないと回答をしております、修習生からはカリキュラムについておおむね肯定的な評価が得られているということがいえるかと思っております。９頁目以降は個別のカリキュラムのものになりますので説明を省略させていただきます。

続きまして最後、１２頁図表３は分野別実務修習を円滑に行うため、導入修習の段階で学んでおきたかったことはあるかという質問に対する回答を集計したものとなっております。図表を御覧いただきますと、左側の７７期（今期のもの）ですが、ないというふうに回答した修習生が８割を超えております、円滑に実務修習に移行していくという導入修習の目的はおおむね達成できているといえるのではないかと考えております。円グラフの下の部分には、グラフでいくと赤い部分ですが、「ある」というふうに回答したものにどういったものがあるのかを自由記載させた結果で、少し数が多かったものをここに載せております。

なお、昨年の４５回の委員会で濱中委員から、当時「その他」という項目の回答が多いので分析したらどうかとの御指摘を頂きましたので、その内容を今回分析させていただきました。新たに載せているものとして捜査・取調べ、あるいは欄外のところで書いておりますが、交通事故の知識といった回答が比較的多くございましたので、御報告をさせていただきます。

今御説明した自由記載の内容を見ますと、例えば訴訟手続一般ですとか、事実認定ですとか、要件事実といったものが主だったところになりますが、記載があったものについての内容のほとんどは導入修習のカリキュラムで取り扱っているものになりますので、回答の趣旨としては、学びがなかったというのではなく、より深く学んでおきたかったという趣旨であるかなと思っております。また、例えば倒産法の知識ですとか家事事件の基本知識といったところについては、実務上は問題となることが多いものの、導入修習の段階では十分に取り扱うことがなかなか難しいといった項目もございますので、この辺は導入修習の中での優先順位も考慮しながら、引き続きカリキュラムの検討の参考にしていきたいと思っております。資料８６についての御説明は以上になりますので、一旦ここで説明を終わらせていただきます。

（山本委員長）

ありがとうございました。それでは、ただ今のアンケート結果についての御報告につきまして、委員・幹事の皆様から御質問でも御意見でもコメントでも御自由にお出しいただければと思います。和田幹事、お願いします。

（和田幹事）

今最後に触れられたアンケートの１２頁について質問と意見がございます。実務修習前に導入修習の段階で学んでおきたかったことについて、それ以降の期の修習生に「あなた方の先輩はこういう意見を持っていた」ということを情報提供する機会がこれまであったのかどうかというのが質問です。もしそれがなかったのであれば、今後、例えば７８期の導入修習の早い段階で、

「77期のあなた方の先輩が導入修習の段階でもう少しこれをきちんと勉強しておきたかったという感想を持っている」、あるいは「プログラムはないけれども実務修習の前にこういうことを自学自修しておくとか後々実務修習で役に立つという感想を持っている」といった情報を提供する機会があると、それなりに学修上役に立つのではないかという感想を持ちました。

(山本委員長)

石井幹事、いかがでしょうか。

(石井幹事)

御質問いただいた点ですが、各科目の講義の中で教官がこういったところも実務上は重要だということで随時お伝えいただいているところはあるかと思いますが、司法研修所の事務局として何かまとまった形で情報提供はしてなかったかなと思いますので、御指摘の点については今後検討できる部分については少し考えたいと思っています。各科目の関係でもし補足いただけたところがあればお願いします。

(三輪幹事)

民事裁判教官の三輪でございます。今御指摘の点に関しまして、例えば12頁の回答数が多かった項目で、1番目の起案・書面の書き方・手法、2番目の訴訟手続一般、6番目の要件事実といったものに関しましては、導入修習で我々としてもかなり注力して教えている部分であります。ただ、導入修習中に十分には咀嚼（そしゃく）しきれない修習生もございますので、民事裁判教官室の方では、例えば、「民事裁判の実務修習が始まる前に、導入時のこういったことを復習しておくのがよい」とか、「ここのところは勉強しておくとか必ず実務でも役に立つから時間を作って勉強するように」といったアドバイスはしております。今申し上げたもの以外で我々の方で優先順位が高いと考えているのは、民事の実体法でございます。訴訟手続等のほか、破産や家事についても勉強してもらえると非常にうれしいのですが、民事の実

体法に関する知識が乏しい修習生がいますので、個人的には、まずは、債権総論、契約法等をしっかりと勉強するようにと力説しているところでございます。

（下津幹事）

刑事裁判教官の下津でございます。アンケートの12頁の関係で導入修習で触れておいてほしいものとして挙げてある中に、少年事件の基本知識というのが8番目に挙がっておりますが、実態としては少年事件に関する情報提供は導入修習ではできておりません。家裁修習があるのですが、この期間も2日か3日ということであります。ということで、修習生のニーズはそれなりにあるのですが、実はかなり時間の制約がある中で少年事件について知識付与ができておりません。このことは刑事裁判教官室においても自覚しているところですが、なかなか制度的には難しいところもございます。

なお、少年法の改正に伴いまして、今般、刑事裁判教官室が発行している「少年審判手続について」という冊子を改訂いたしまして、78期の修習生から配布しております。これを家裁修習の際にはしっかり読むようにと、導入修習の中で何らかの形で注意喚起しようと思っているところです。

また、同じ頁のその他のところに、量刑に関する考え方というのがありますが、これについては導入修習でしっかり教えております。刑事弁護教官室の方でも量刑についての問題研究もやっておられますので、量刑に関しては導入修習において情報をちゃんと提供されているはずなのですが、この辺は修習生の方の問題意識が十分なのかなと思っているところです。

（山本委員長）

矢作幹事、お願いします。

（矢作幹事）

民事弁護教官の矢作です。御指摘いただいた3番の破産・倒産法、5番の家事事件、10番の労働法、その他の交通事故の関係は、おそらく多くの弁

護士が扱っている分野なのだろうと思うのですが、この辺はあまり勉強してこなかった部分であろうと思っております。御指摘いただきましたので、導入修習の段階で、こういったことが実務で多いんだということで、事前にどこかで勉強するように促すようなことを考えたいなと思っております。

(山本委員長)

それでは、松本幹事、お願いいたします。

(松本幹事)

検察上席教官の松本でございます。アンケート12頁の⑩に「捜査・取調べ」とある部分でございますが、検察科目でも導入修習におきまして、捜査演習ということで、捜査の具体的な流れについて段階ごとに講義で教えております。これは実際の事件記録に基づきました事件を前提に、それに即して考えさせていくといったことをやっておりまして、取調べにつきましても、尋ねるべき事項などを一緒に考えながら教えていくといったカリキュラムを組ませていただいております。

他方で、アンケートでこういった項目が出てきますのは、検察の実務修習では、取調べを始めといたしまして自分で主体的に体験するということが予定されております。修習生は、コストパフォーマンス、つまりなるべく分かりやすいものを、かつすぐ使えるものを欲しがるというような傾向がありますので、おそらく実際に実務修習に至りましてやりはじめてみると、もっとどうやればよいのかというノウハウ的なところを導入修習で知っておきたかったというような思いから記載しているものなのかなと思われまます。そこは我々としては正に役割分担かなと思っております、導入修習ではロースクールで詳しくはなかなか学ぶことができないような事実認定の部分を教えまして、それに基づいて今度は実務に行きまして実際に体験し、主体として事実認定をどうやっていくのかといったようなところを捜査・取調べを経験す

ることで学んでいくといったようなことで、役割分担をしていくべきところなのかなというふうに考えております。

（山本委員長）

和田幹事の御質問につきまして各教官室から詳細な考え方を頂戴いたしましたので、野口幹事からもうお願いできますか？

（野口幹事）

少年事件の件について1点補足させていただきます。刑事弁護教官室では、課外授業で子どもの権利と称しまして少年事件についても説明をしております。課外授業は、全てのカリキュラム終了後に任意での参加という形になりますので、そうしたところで再審の問題ですとか、供述の心理学の問題ですとか、それから外国人の問題、様々な課外授業の方を取り組ませていただきまして、司法研修所にも十分御理解を頂いているところでございますが、任意参加というところで積極的に来る修習生とそうではない修習生がいる中で、アンケートというのがそういう形で表れている部分もあるのかなというふうな気がしております。

（山本委員長）

ありがとうございます。それでは、引き続きそのアンケート結果の分析、さらにそれを踏まえた導入修習の在り方というのをそれぞれお考えを頂ければと思います。濱中委員、お願いいたします。

（濱中委員）

アンケートの結果、ありがとうございます。私から少し教えていただきたいことは、まず12頁あるうちの5頁目なのですが、自学自修で苦労した内容のところで、図表でいうと1-3-2になるのですが、項目がその他分かれて三つありまして、適した教材や文献が分からないということと、優先順位とやり方が分からないというような、なかなか難しい選択肢になっているのですが、例えば教材や文献も分からないというのは、なかなか大変だろ

うなと思いながら、どういう項目がこの青のところが高いのかなというふうに思っていますと、民事実体法の知識と、あと事実認定の基礎知識・理解のこの2つが特に2割弱というところで、そんなに差がないのですが、この2つが高いのかなと思いながら、次に前の頁の図表1－2－2、自学自修の内容のところを見ますと、特にこの2つがやはり研修所教材と、あと導入修習の復習というようなところの特にこの2つを一生懸命やっているというような、そういった傾向も少し見受けられます。要は、多分教材や文献が分からなくて、研修所の教材と導入修習のやっていることを一生懸命聞きながらどうやって理解すればよいのかなというような感じでもやもやしているというような、そういった修習生たちの姿が何となく頭に浮かんでくるのですが、質問というのは、この辺りというのはなかなか教材や文献がやはり難しい分野なのかどうなのかということと、何かこの辺りで修習生たちにこういうところを見ていくと理解が進むよというような、何か助言みたいなものというのは構築できるようなものなのかどうなのかということをお教えいただきたいなと思って手を挙げました。

（山本委員長）

なかなか難しい御質問かもしれませんが、まず石井幹事からお願いできますか。

（石井幹事）

御指摘いただいたその分野的なところで申しますと、実体法の知識については、教材という意味ではたくさんあるのではないかなと思っております、修習生もずっと民事実体法を勉強してきているはずなので、勉強がしやすい、自分が欲しいものが必ずしもないということなのかなと思ったりしております。

事実認定については修習に入って本格的に行うものですので、教材という意味では司法研修所で提供している事実認定用の教材が中心になるというの

はやむを得ないかなと思いますが、司法研修所としましては、それは正に実務の生きた事件で学んでもらいたいところがありまして、その辺の修習生の意識がこういったところに表れているのかなと思っております。

（山本委員長）

濱中委員、いかがでしょうか。

（濱中委員）

ありがとうございます。特に事実認定基礎知識・理解のところは何となく想定内のことなのかなというような感じで数字を見ていたりしましたので、これでとてもよく分かりました。ありがとうございます。

（山本委員長）

修習生との個別のコミュニケーションといいますか指導といいますか、それが引き続き必要なところかなと思います。それでは、菅原委員、お願いいたします。

（菅原委員）

まず、1800人という大変な人数の修習、本当に御苦勞様でございました。人数が多くなったことに少し関係するのかなと思った箇所がありましたので質問させていただきます。濱中委員と同じ箇所なのですが、5頁目の1－3－1のところで、自学自修すべき事項の優先順位が分からなかったというの方が42.5から51.2パーセントに増えていて、やり方が分からなかったという方が少し増えています。

また自学自修で苦勞した点についても同じような現象が7頁の1－5－1でみられていて、自学自修をしなかった理由として時間がなかったという項目が増えているのも少し気にはなりました。6頁の自学自修における工夫の内容というところを拝見しますと、教官や配属先の指導担当者に相談するという項目が減っていたり、法科大学院の先生方・先輩法曹に相談というのも減っていて、全体に指導者に相談することがうまくできなかった人が少し増

えているように感じました。修習生同士のサポートは従前と同じレベルでできているものの、人数が多くなったために、分からないことを指導者役割の人に相談できる機会というのが減ってしまったのかもしれない、と少し心配をしたのですが、その辺りは実際どうだったのかを教えていただければと思います。

（山本委員長）

それでは、石井幹事からでよろしいでしょうか？ 人数が増えたこととの関係ということですが。

（石井幹事）

人数が確かに増えまして、この後の議事とも関連しますが、実際に実務修習の中で、事件の割当てで少し苦勞いただいたりした部分はもしかするとあったかと思っております。ただ、指導体制は基本的にはどこの修習の分野でも同様の体制を取っているというところもありますので、何か顕著に体制が変わったというところはなく、人数が多い分一対多になる部分というのはあったかもしれませんが、そこまでの影響はないのかなとは思っておる次第でございます。

（山本委員長）

菅原委員、いかがでしょうか。

（菅原委員）

ありがとうございます。そうすると、あまり相談が上手ではなくなったのは修習生の方の気質の変化というのものもあるのかもしれないですね。

（山本委員長）

そうですね。その辺りがこの77期の人数が増えたことの特殊的な要因だったのか、あるいは今菅原委員が言われたような継続的な要因だとすれば、次の78期のアンケートでも同じような傾向が進んでくるかもしれないです。

が、今後更に様子を見ていく必要があるのかなというふうに思いました。岩崎委員、お願いいたします。

(岩崎委員)

この期の修習生は、ずっと学生の頃からコロナで家に縛り付けられ、皆で集まったりするのは駄目だったというのが、やっと開放的な状況になって、同期の友達と会話をする機会がすごく増えたのだと思います。自学自修しなかった人がたくさんいるのですが、同期の友達とその日学んだことを後の時間で語り合ったりしながら楽しんでいたのかなと思っていました。実務修習でうちの事務所で修習している修習生を見ていても、随分去年までとは違う感じで、楽しげにやっており、そういう修習生と話をしているとやはり、良い方向であろうと思うし、アンケートの内容をそれほど憂いたりする必要はなく、我々の30年以上前にやっていた修習に戻っているといえますか、横のつながりが強くなり、よりよい関係を築いているのではないかなというふうに受け止めております。

(山本委員長)

むしろ希望的なといえますか評価を頂いたかと思いました。確かにコロナがどういう影響を与えていったのかというのをかなり長期的に見て振り返ってみないとなかなか評価は難しいところだと思いますが、岩崎委員が言われるような方向に向かっていくとすれば、それは私も大変結構かなというふうには思います。石井幹事の方から引き続き導入修習について、このアンケート関係ですが、続きの報告をお願いしたいと思います。

(石井幹事)

先ほど77期第2アンケートの結果を御説明しましたが、第1アンケートの結果と、比較可能な項目に限ってはありますが分析を行っております。

導入修習を通じて知識等の不足を感じ自学自修に取り組んだかについて、導入修習終了時に取った第1アンケートに比べますと、いずれも自学自修に取り組んだ者の割合が増えております。

自学自修の内容については法律基本書とか研修教材といったものの割合が上昇しており、自学自修しなかった理由について、時間的余裕がなかったという項目が減少しています。こういったところにつきましては、実務修習は時間的にも余裕が生まれて研修所教材等の学修に取り組んでいるということがわかるのかなというふうに見ております。

各カリキュラムが役に立ったと思うかといった点に対する回答は、先ほど御説明したとおり第2アンケートで見るとほぼ全てのカリキュラムで高い評価を得られているということですが、第1アンケート、導入修習の直後に行った時期のアンケートと比較すると、いずれのカリキュラムも僅かですがその評価が下がっているといったことが見られます。これは、第2アンケートについては導入修習を終えた後時間が経ってから実施するというものになりますので、時間の経過とともに印象が薄くなったといったことによる影響ですとか、あるいは実務修習を経て導入修習で行った内容についてはある意味初歩的なものとして定着した結果であるという可能性もあるかなというふうに見ております。主だったものの御説明としては以上になりますが、第1アンケートと第2アンケートの比較の集計は、一昨年から行っているものですが、こちらについては例年ほぼ同様の傾向が示されておりまして、第1アンケートと第2アンケート自体を比較して分析する必要性は必ずしも高くないのかなというふうに思っております。

ところで、これまで導入修習に関するアンケートは導入修習終了時（4月頃）の第1アンケート、それから集合修習開始時（12月頃）の第2アンケートということで、2回実施しておりました。これは導入修習の効果等を十分検討することを主たる目的としているものと認識していますけれども、現

状において2回アンケートを実施するというのはやや重複感もあるのかなと思っております。他方、集合修習につきましてはこれまでのこういったことを行っていないところでございますが、修習効果を検証するという観点から集合修習についてもアンケートを実施してその効果を測るといったことが考えられるのかなと思っております。

そこで、2回行っていた導入修習に関するアンケートにつきましては、時期についてはなお検討を要するかと思いますが、1回にまとめるというような形にしまして、集合修習についてもアンケートを実施するといった形で、少しアンケートの実施時期等を再編してはどうかなということも考えておるところでございます。詳細は更に検討を要することになりますが、今申し上げたような方向性について何か御意見があればお伺いできればと思っております。

(山本委員長)

それでは、ただ今の御説明、導入修習の第1アンケートと第2アンケートのまず比較ということの御説明がありました。その後、御提案としまして導入修習に関するアンケートを第1アンケートの方に一本化をして、他方で集合修習については従来アンケートをしていなかったもので、集合修習についても終了後にアンケートを実施するという方向性についての御提案がありました。詳細については更に御検討することですが、この方向性といったもの、これらにつきまして委員・幹事の皆様方から御質問、御意見があれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。鈴木幹事、お願いいたします。

(鈴木幹事)

ありがとうございます。これまで導入修習に関する二つのアンケートを比較検討するという作業を実践して、3年間で一定の傾向が明確になり、成果は見られたと思いますので、ここで一旦終了して、一番大事な実務修習を経て集合修習がどうだったかというところのアンケートに移った方が良くと思

います。集合修習に関する情報が実は不足しているということが現状だと思っていますので、石井幹事がおっしゃった方向で集合修習に関してアンケートを取るということに賛成です。

その上で集合修習に関するアンケートをどう取るのかというディテールに入ると、検討すべき課題はあると思います。アンケートの前提として集合修習の目的や位置付けをどう捉えておくのかという点に加え、導入修習との連動ができているか、分野別実務修習と集合修習の連動は実現されているかなどの点を、具体的にどのような設問に落とし込むかというアンケートの具体的な取り方はこれから議論しなければならないと思います。いずれにしても、石井幹事がおっしゃったとおり、次年度からアンケートを変えるというところでよろしいのではないかと思います。

（山本委員長）

基本的な方向性についての御提案については賛成ということで、その中身についてはもちろん更に検討する必要があると思われるだろうという御指摘であったかと思いますが、他に御意見等いかがでしょうか。方向性としてはそのような形で導入修習のアンケートは一本化する一方で、集合修習についてもアンケートを今後行うようにすると。そのアンケートの中身については正に御検討いただき、おそらくこの委員会でも御審議、御検討いただくという機会があるのではないかと思います。木納委員、お願いいたします。

（木納委員）

今の関係ですが、基本的にアンケートの方針については石井幹事が御説明された御提案のとおりでよろしいかと思っています。それで1点確認したかったのは、集合修習に関するアンケートを行うタイミングは、集合修習が終わった時点で行うのか、二回試験まで済んで振り返ってみて集合修習がどういような点で非常によかった、効果があったというような観点で聞くということをお考えなのか、その辺り確認させていただきたいと思います。

(山本委員長)

重要な御指摘かと思いますが、石井幹事、いかがでしょうか、その時期の点について。

(石井幹事)

その点も含めて検討を要するかなとは思っておりますが、A班につきましては今のスケジュールを前提としますと、集合修習が終わった段階で二回試験の前に取るということができるところですが、一方でB班については、修習の終了と二回試験がかなり近接しておりますので、おそらく二回試験後に取りざるを得ないかなというところがございます、いずれのタイミングが適切かは、御指摘いただいたところも含めて引き続き検討してまいりたいと思っております。

(山本委員長)

木納委員、よろしいでしょうか。

(木納委員)

基本的には何か二回試験の前にアンケートをとというよりも、二回試験が終わってしっかり自分の修習を振り返って見られるような時期にアンケートを取った方が有効なアンケートが取れるかなというように感じたところです。

(山本委員長)

それでは、沖野委員、お願いいたします。

(沖野委員)

方向については異存はございません。そのアンケートの統合についてなのですが先ほどいろいろ御意見を述べていただいた資料86・12頁の分野別実務修習を円滑に行うために先んじて学んでおきたかったというのは、現在であると第2アンケートに含めている事項ということになりますが、この辺りは引き続きやはり確認した方がよいというふうに思いますので、全体のアンケート項目についても検討していただければと思います。

(山本委員長)

では、岩崎委員からお願いいたします。

(岩崎委員)

アンケートなのですが、日弁連でも修習が終わった直後ぐらいにやっているのですが、評判が悪いぐらい量が多くて。その辺の調整といいますか、逆にいえば情報共有ができるかどうかという話になるのだと思うのです。修習生だった人たちに、同じようなものでしかもやたら長いものを2つやらされるよりは、司法研修所の方で集約していただいたものを情報共有させていただいて役に立てる方向がないのかなというふうに思っております。

それと、アンケートの中身のことで1点だけ。私は日弁連で弁護士倫理をやっているもので気になるのですが、特にアンケート9頁で弁護士倫理の講義が役に立たなかったって、これは何なのですか。もっとレベルの高いことを分野別実務修習でやったのか、それとも分野別実務修習をやった結果弁護士倫理など要らないのではないかと思ったのかというのは分からないのですが、石田幹事はどういうふうに感じられましたでしょうか。

(山本委員長)

御指名ですが、石田幹事、御発言いただけることはありますか。

(石田幹事)

御指名いただきありがとうございます。私もちょっと気になっていて発言しようかと思っていたところでございます。ただ、弁護士倫理に関しまして、これまで私は若手弁護士を対象とした追跡調査を何度か行っています。62期、67期、72期を対象としていまして、あなたの現在の実務で求められる能力に修習や法科大学院はどの程度役に立ちましたか、というのを聞いているのですが、弁護士倫理については実務経験1年目の時は評価がものすごく低いのです。他の要素は、例えば実体法の知識の習得や法情報収集技術の役に立っているとか、実務経験の浅い段階でもそういう感覚を持っている。

けれどもおそらくピンと来るポイントがちょっと遅いのかなと思います。というのは、実務経験5年目の調査では、法科大学院での法曹倫理の教育が役に立っているという評価が上がるのです。そういう意味で、やはり法曹の責任ですとかそういうものというのは、ある程度経験を積んで、自分がはつとするような場面に直面して初めて気付くというところもあるので、この程度の差であればそんなに気にしなくてもよいのかなと思います。圧倒的に多くの回答者が全く役に立たなかったという回答だと、それはやはり講義の内容に問題があるのではないのかということにはなるわけですが、ピンと来ない方が一定程度いて、この時間をもっと実務にすぐに役に立つものにして欲しいと思うのは、割と自然の感覚かなと思っております。

(山本委員長)

岩崎委員、よろしいですか。無駄では決していないという御発言でしたが。

(岩崎委員)

所属会、日弁連等で新規登録弁護士の倫理研修を行っていても、やはり怖い思いをして初めて分かるようで、ロースクール、司法修習の時から、学んでいるにもかかわらず「何か甘いな。」という印象を受けています。もうちょっと真面目にやってくれないのかなと思うのですが、やはり直面しないと実感しないのですかね。よく分かりましたので、直面したときには手遅れになるのだよという教え方を、弁護士になった人たちに、必ずしていこうと、今、心に決めました。

(山本委員長)

それでは、基本的に今のアンケートの点につきましては、導入に関するアンケートは一本化し、集合修習について新たにアンケートを実施するという大きな方向性については御異論がないものというふうに伺いましたので、これを受けてアンケートの時期であるとか方法であるとか中身、あるいは弁護士会が行っているアンケートとの調整等々、検討すべき点につきまして多々

御指摘を頂きましたので、司法研修所の方ではそれについて御検討を進めていただいて、おそらくまた次か分からないけれども委員会等でその点、より具体的な点について皆さんの御意見を伺う機会はあるのではないかと思います。石井幹事、それでよいですか。

(石井幹事)

ありがとうございます。御指摘いただいたところも含めて少し検討させていただいて、可能であれば次回の委員会で項目等も含めて御意見を頂けるように準備できればと思っております。また引き続き御相談させていただきます。

ウ 実務修習に関する状況等について

(山本委員長)

引き続きまして議題3、今度は実務修習に関する状況等についてということにつきまして、これもまず石井幹事の方から御説明をお願いいたします。

(石井幹事)

実務修習に関する状況等について、昨年度の司法修習生指導担当者協議会の結果概要について御報告をさせていただきます。

毎年、全国の実務修習の指導担当者と司法研修所の教官との間で修習の充実方策等について協議をする協議会、通称指担協と呼んでおりますが、こちらを実施しておりまして、今年度につきましては昨年の9月に実施をいたしました。

協議事項として2つございまして、まず1の方は、法曹養成制度が改革をされまして、いわゆる3プラス2と呼ばれている法曹コースですとか、在学中受験が改革されましたとともに、法科大学院の教育の課程についてもカリキュラムを少し組み替えるといった変更が加えられているかと承知しておりますが、修習生に見られる課題の状況について、従前から変化が見られるかといったことについて意見交換をしていただいた上で、現在の修習の課題の

状況を踏まえた改善策等について協議をしていただいたというものになっております。

協議事項の2につきましては、今申し上げたような法科大学院在学中の司法試験受験が始まったことに伴いまして、現在の77期からは修習の開始時期が変更されております。また、修習生の数が多くなったというところもございましたので、こういった点が実務修習に与えた影響ですとか、それによって生じた指導体制等の諸々の課題への対応策について協議を頂いたというものになっております。

これは各指導分野に分かれまして分科会を行っておりまして、その結果については、この後、それぞれの科目の上席教官でおられる幹事から御説明いただくとともに、併せて教官室から見た制度変更も踏まえた修習生の様子等についても少し御報告いただければと思っております。

なお、今の話と少し違いますが、今期についても選択型実務修習については全国プログラム、それから自己開拓プログラムというのを実施しております、もちろん78期でも同様に実施する予定となっておりますので、併せて御報告させていただきます。

(山本委員長)

それでは、各上席教官の幹事から各分科会の協議の状況についての御説明をお願いしたいと思います。まず民事裁判教官の三輪幹事から口火を切っていただけますでしょうか。

(三輪幹事)

民事裁判分科会での協議の概要について御説明いたします。まず協議事項1、導入修習と分野別実務修習の連携についてでございますが、まず修習生の課題の状況について協議いたしました。主張分析能力については、民事実体法の知識の不足の他、論理的思考力の不足も課題と指摘する指導官が多く、事実認定能力については、結論を左右する重要な事実に着目できていないこ

と、適切な経験則を適用できないことを課題として挙げる指導官が多かったように思います。

このような課題については、実際の事件について修習生自身がよく調査・検討し、事件によってはペーパーを作成した上で、裁判官と意見交換し、必要に応じて再検討を行うといったことを軸として指導する必要があることで意見が一致し、指導の工夫例が紹介されました。

また、主張分析能力の基礎として民事実体法等の知識が欠かせないとの指摘がされまして、こまめに条文を参照させる、基本書を読むよう促す、文献を紹介する、判例の調査方法を教えるといった、きめ細かな指導をする必要があるとの意見も出されました。

そして、知識不足を補うためには、自学自修の動機付けが重要であるとの意見が出されまして、民事裁判教官室は、起案において実体法や手続法の理解を問う出題をする等して、自学自修の動機付けを行う、これに対して、実務庁では、事件を通じて民事実体法の知識の必要性を説くなどして、民事裁判教官と実務庁とが、引き続き連携して、繰り返し自学自修を促す必要があるということを確認いたしました。

引き続いて協議事項２、分野別実務修習の充実方法についてでございますが、７７期修習生から分野別実務修習の時期が変更されました。夏季休廷期間が分野別実務修習の第２クール及び第３クールの一部と重複し、その間、配属部以外の部の裁判官から里親として指導を受ける修習生が現れました。協議では、夏季休廷期間中の指導が手薄になりがちだった、お盆の時期と重なり傍聴できる期日が少なかった等の影響があったといった実情が紹介されました。

これに対しましては、配属部では、修習生がこの期間を活用して複数の事件について記録の検討、メモの作成等をしっかりと行うよう計画を策定したといった紹介がされ、里親部の方では、この期間に修習生がメモの作成等を

行い、裁判官と質疑応答する事件を具体的に計画して実践させるとともに、その内容を配属部の方に報告したといった工夫例が紹介されました。78期以降もこの夏季休廷期間との重複の問題が起きますが、今お話ししたような工夫や反省点等を各実務庁間で共有しまして、夏季休廷期間中も指導が充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ところで、77期の修習生からは、Microsoft社のTeamsというアプリケーション上に裁判所と事件関係者とで構成される裁判用チームに修習生も入ることができるようになりました。協議では、書記官が各事件ごと各修習生ごとにチームへの登録・抹消を行わなければならない、一定の手間が掛かる一方で、各クールというのは50日ほどしかないので、事件の期日は1回程度しか回ってこず、修習生が登録されたチームの利用をするのも1回程度である、そして、Teams上にアップロードされた準備書面等は、現時点では紙でも提出されていますので、修習生は訴訟記録を見ることでその内容を把握でき、修習生の裁判用チームへの登録がされなくても修習上の支障がないことから、登録が進まなかったといった実情が紹介されました。

現在、多くの事件ではTeamsのWeb会議機能を用いて争点整理手続が行われております。77期修習生につきましては、運用初年度ということもあって修習生が自らのアカウントでWeb会議に入って手続を傍聴することはできないこととしておりました。こういったことも裁判用チームへの登録が進まなかったことの一因と思われます。これに対して、78期修習生については、こういった形での傍聴ができるようにしましたので、裁判用チームへの登録が一定程度促進されることが期待できます。まずは、現在運用されている裁判用チームへの登録が進むよう、実務庁と連携しつつ工夫を重ねてまいりたいと考えております。

(山本委員長)

それでは、引き続きまして刑事裁判上席の下津幹事からお願いいたします。

(下津幹事)

では、刑事裁判分科会について御報告いたします。協議事項の順番が入れ替わって協議事項の2の分野別実務修習の充実方策の方から議論をしております。これはなぜかと申しますと、法廷傍聴や評議の傍聴が修習のメインとなっております刑事裁判修習におきましては、第3クールが、77期ですと8月2日から始まっておるのですが、これが夏季休廷期間と重複することによる影響がかなり大きいことがありまして、刑事裁判修習の指導官の関心が高いということでこちらの方から議論をしております。刑事裁判の場合は当然法廷で全ての手続を行ってまいります。夏季休廷というのは例年夏の期間約3週間休廷がされます。8月の頭から入ります第3クールにその夏季休廷期間期間がぶつかりますと、3週間ぐらいいは何も見ない事件がないということが実際に起こってしまいます。この間に司法修習生に対してどのように指導するかということは、刑事裁判修習にとってはかなり大きな問題になります。

これにつきましては、修習期間中に裁判官が不在となる期間が長くなったことによる修習意欲の低下ですとか、修習生の学修進度の把握が困難であったというような問題点が指摘されたところです。他方で、合議体の3人の裁判官が順次休暇の時期をずらすなどして、誰か一人は裁判官が部に残って指導するというような工夫や、休む前にいろんな課題を与えておいて、裁判官の不在の時期に自学自修させて、休廷明けにその課題について指導をするという工夫も紹介されました。そのほか、民事部や家裁の協力を得るなどの工夫例が出されたところです。

夏季休暇期間と第3クールの修習期間がぶつかることによる影響は、刑事部が複数ある庁と一箇部しかない庁で様相がだいぶ異なります。複数箇部ある庁ですと、休んでいない部が休んでいる部の修習生を引き取って、公判手続や評議の傍聴等をさせるということが可能になります。このような庁であれば、それほど傍聴する事件の数が減るということはないのですが、一度に

修習する人数が倍になりますので、多いところだと十二、三人の面倒を一度に見なければならぬような部が出てまいりまして、さすがにそのような状態ですとなかなか指導が行き届かない、目が行き届かないというのが実態として報告されているところです。

他方、良い面ということであれば、先ほど三輪幹事の方からも御報告ありましたように、複数の裁判体の訴訟の運営を見ることになりますので、多様な訴訟指揮の状況が分かるという意味ではプラスの面もあります。今回の指担協におきましては、実情の報告とその対応策についてのかなり活発に情報交換されたところでございます。

デジタル技術の活用等を含めた工夫例については、刑事事件のデジタル化の立法がまだなされておられませんので、このM i c r o s o f t 3 6 5を使った活用としては、情報交換、例えば模擬裁判の打合せをT e a m s上でやるぐらいの活用例しか現在は出ていないということになります。

続いて協議事項の1の導入修習と分野別実務修習の連携についての意見聴取をいたしましたところ、事実認定に関する司法修習生の課題につきましては、これはもう例年のことなのですが、根本的な理解に欠けているとか、基本的な事項を誤解しているなどの課題が指摘されているところです。まずは証拠からどのような事実が認められるのかといった基本的なところをしっかりと指導していく必要があるということで認識を共有したところです。

また、手続に関する司法修習生の課題ですが、これは最近の修習生の1つの傾向なのですが、刑事系の教官室は事実認定にかなり力を入れて教えており、事実認定能力の修得を強調していることもあるのでしょうけれども、修習生の方が事実認定は一生懸命やるのですが、法廷を見て事件から学ぶというような姿勢がやや薄くなっている、弱くなっているという指摘を複数の庁からされました。この辺は少し懸念されるところかと思います。

(山本委員長)

それでは、引き続きまして検察上席の松本幹事からお願いいたします。

(松本幹事)

検察分科会について御報告いたします。まず協議事項1でございますが、導入修習と分野別実務修習との連携についてのうち、1点目の現在の司法修習生の課題というところにつきましては、多くの実務庁から法科大学院在学中の合格者と法科大学院修了後の合格者との間で知識や能力について特段の違いは見いだせないと感じているものの、全体を通じた課題としまして、事実認定能力といった実務能力にやや不足が感じられるという意見が上がったところでございます。

それから協議事項1の2点目、こうした課題を踏まえました修習の改善・充実の方向性でございますが、これについては2つの方向性が大きく示されたところでございます。1点目につきましては、積極的に身柄の否認事件を配点したり、在宅事件でも擬律判断が問題になりますような比較的難易度の高い事件を配点したり、また、配点する事件数を増やしてみたりといったような方向性でございまして、こういったことを取組によりまして、修習生は数人で班を作って事件を担当するのですが、主任となった司法修習生が他の修習生の助力も得ながら主体的・積極的に事件処理に取り組むといった姿勢が見られてきたところで、基本的な実務能力の向上が図れていくのではないかと考えられます。

それから2つ目の方向性としましては、里親検事の制度等を活用することにしまして、複眼的な指導体制、これは今までもやっていたところではあるのですが、これをより広く構築していくという方向性でございます。これにつきましては、適切な事件処理に向けての様々なアプローチがあるのだということを理解してもらうとともに、指導も異なる視点からのものを受けてもらうということで、こういったところも実務能力の涵養につながっていくことが期待できるのではないかという指摘があったところでございます。

続いて3点目の司法研修所と実務庁との連携、役割分担の在り方というところでございますが、これにつきましては、導入修習における題材選定でございますとか指導の在り方について、分野別実務修習への橋渡しとしての意義深いものになるような工夫をしてほしいといった意見が出まして、例えば、殺人事件といった大きな事件ばかりではなく、実務修習で修習生が扱うことができるような事件等についても少し詳しくに講義等をしてもらったらよいのではないかとといったような指摘が出ました他、立証責任を負っている検察官の捜査公判における考え方、こうしたものをもっと伝えることによって、検察官としての姿勢ですとか考え方を理解した上で分野実務修習に臨んでもらえると、より実が上がるのではないかとといったような意見が出たところでございます。

続いて協議事項2、分野別実務修習の充実方策についてという点ですが、1つ目の分野別実務修習の時期が変更されたことによる影響という点でございますが、これにつきましては第1クールの開始が指導係検事の異動の時期と重なりましたことにより指導係検事が前任者から引き継いだ多くの事件の検討にまず時間を要してしまったため、第1クールの修習生の指導につきましてはやや時間が足りなくなってしまったという指摘があった他、分野別実務修習が逆に検察官の異動期を跨がずに第4クールまで貫けるといったことから、指導担当検事を変更することがなく一つの期をずっと担当することができるようになり、引き継ぎも不要になりましたし、また、評価の公平性という意味でもよかったのではないかとといったような意見も出ました。それと、第3クールが夏季の休暇取得時期と重なるという点につきまして、先ほど刑事裁判教官室からも指摘がございましたが、なかなか担当検事の確保という点で、また、身柄事件の確保という点で難点があり、逆に指導係検事が夏季休暇を取るのに苦慮するといったようなところも庁によってはあったようでございます。ただ、いずれの問題点についても実務修習庁全体で対応すると

というようなことで頭を切り替えまして、指導担当検事以外の検事が里親検事として、あるいはそれ以外の検事でも応援といった形で臨時的に修習生の指導や決裁に当たっていくといったようなことで質を何とか維持しているといったような指摘が多く出たところでございます。

続きまして2点目として司法修習生の増加による分野別実務修習への影響というところですが、これについては修習指導に適した事件、特に身柄事件を確保することが困難になったという意見でございますとか、事件処理、それから決裁等に時間を要することになったため、現場を見るなど外に出て捜査を行わせるという機会を確保することがなかなか難しかったという意見。また、修習生一人ひとりに対してきめ細やかな対応していくということがやや難しくなったといったような指摘がございました。この点についても、先ほどと同様ですが、庁全体として里親検事等によるサポートを得ることによって対応しているといった実務庁が大半であったようでございます。

それから、デジタル技術の活用という点でございますが、検察では司法修習生に1人1台パソコンを貸与しておりまして、これはインターネットとつながらない状態になっておりますが、事件記録についての工夫といたしまして、事件記録をまずPDF化して、そのデータをそれぞれに貸与しているパソコンにコピーして保存させて、データでも見るような形で事件記録を配布するという工夫を行ったといったような紹介がされたところでございます。いくつもの指摘もございましたので、こういったものを導入修習等の在り方の検討材料として今後も検討してまいりたいと考えているところです。

(山本委員長)

続きまして民事弁護上席の矢作幹事からお願いいたします。

(矢作幹事)

私からは弁護分科会のうちの民事に関するところについて簡単にかいつまんで御報告を申し上げます。まず1つ目の協議事項であります導入修習と分野別実務修習の連携に関しては、指導担当の弁護士の方からは例えば打ち合わせの際にメモを取らない修習生がいるといった指摘であるとか、それから、先ほどのアンケートの結果にもありましたが、実務で扱うことが多い家事事件であるとか倒産事件、こういったものに関する法的な知識が不足しているというような意見がございました。

メモを取るということに関しては、弁護士業務の基本であるというふうに考えておりますので、導入修習の問題研究というカリキュラムの中で弁護士が法律相談をするDVDを見ながらメモを取ってみなさいと。教官によっては教官自身もメモを取ってみて、それを修習生のメモと比較をしてみせるというようなこともしているところではありますが、改めてこういった指摘を踏まえて導入修習の中でその基本的なことについては意識するように、また、分野別実務修習できちんと弁護士がどう取っているのかというのを見てくるように指導していきたいというふうに考えております。

また、家事事件、倒産事件、先ほど交通事故とかもありましたが、こういった辺りの知識に関しては導入修習で扱うというのは時間的に難しいので、これは逆に指導担当の弁護士の方にこういった辺りを指導していただくようお願いをしているところでございます。

それから、2つ目の協議事項である分野別実務修習の充実方策に関しては、いくつか今まで他の教官からお話がありましたように、やはり夏季休廷の問題が特に地方は大きいということで、裁判所が夏季休廷に入ると裁判期日が入らないので裁判がないであるとか、弁護士が夏季休廷に入ってしまうと自宅学修というような形にさせているというような話がありまして、この辺りについては今後もまた同じ問題になるであろうということでございます。

この辺りについては他方で里子制度、裁判所の方でもやっているようですが、指導担当弁護士以外の事務所でも修習できるような里子修習制度を活用するとか、そういうようなことをして対応しているという話もありました。

また、B班の選択型修習の後半が年末年始に当たるということで、年末年始明けに5日間あるようなのですが、日程が短くてカリキュラムが組みにくいというような問題が指摘をされておりました。

それから、やはり人数が相当増えたということで、各地の弁護士会で指導担当の弁護士を確保するのが相当難しくなっているという話がいくつも聞かれました。弁護士会の修習委員会からは、修習生の机を用意できなくてもよいと。事務員の横に椅子を1個置いといてくれと。それでもよいであるとか、執務室ではなくて会議室に座らせておくのでも構わないというようなことで指導担当の弁護士を確保するというようなことをして乗り切ったり、それから本庁ではなくて支部の方の弁護士にお願いをして、交通費は弁護士会が負担するというようなことで対応していたというような話もございました。

そういうような対応をしてはいるものの、全体的にやはり指導担当弁護士自体を希望する人が減っていて、特に指導担当弁護士は金銭的な負担、修習生に食事をおごらなければいけないとかいろんなプレッシャーがあって、そういった負担を感じるということでなかなか人数が増えない、また、モチベーションも低い人も多くなっているという問題が指摘をされておりました。

その他、人数が増加したことに関しては弁護士会の事務局の負担が大きくなったというような話がありましたが、これは他方で弁護士会への提出物をWebフォームで行なえるようにするとか、そういうようなことで省力化を図るような努力をされているというような話はございました。

(山本委員長)

それでは、最後になりましたが刑事弁護上席の野口幹事からお願いいたします。

(野口幹事)

私からは分科会で出ました刑事弁護の分野についてお話をさせていただければと思っております。刑事弁護の分野では、午後5時以降の接見を修習生が断るという御指摘がございました。これはただ今年に限ったことではなく例年出てくる意見でもあるのですが、5時を超えたタイミングで修習生は修習が終了であるという意識の中で、5時以降の指導というのがパワハラにならないような形での工夫が求められているという意見がございました。この点につきましては、導入修習の時点から刑事弁護教官室からも修習生に働き掛けをして、特に初回接見については勾留手続を経て派遣されるといった流れからしましても5時以降に初回接見が来るということは珍しいことでは実務上ございませんので、そうした実務修習との連携を持つことができればという話になりました。

また、修習生の人数の増加に伴いまして事件配点が困難な地域もあったとの御報告がありました。各地では里子制度の利用ですとか、また、一回限りの当番弁護を持って、その指導担当以外の弁護士について接見をするなどして、何とか少しでも多く刑事弁護に触れられるような努力をしていただくなどの工夫例も紹介されております。

また一方で、刑事弁護科目ではなかなか指導担当によっては刑事弁護をやらない、そうした指導担当がいる中で事件数も減ってきているというところの中で、教官室では刑事裁判で弁論をたくさん見てくるようにということの指導等もしております。そうした中で、8月の夏季休廷期間に刑事裁判修習が重なってしまった修習生においては、なかなか弁論自体を見ることもできなかった。そうすると総じて刑事弁護の科目を見ることができなかった。そうした修習生もいたように聞いています。

さらに、この8月の夏季休廷期間の問題だけではなく、B班の実務庁の方からは、年末年始に選択型実務修習期間となったためプログラムが組みにく

いという、そういう御意見がございました。各機関への見学ですとか企業への受け入れ等、なかなか年末年始は関係機関も受け入れが難しい、また年末年始、それから夏季休廷期間、お盆の時期も含めまして、その時期に指導担当弁護士が休むことができないという中での受け入れがなかなか困難だ、特にホームグラウンドの問題もあるといったところで、なかなか指導担当が集まりにくいという御意見も出たのが印象的でございました。

(山本委員長)

各教官室から各教科の詳細な御説明を頂いたところですが、ただ今御説明いただいた全体につきまして、御自由に御質問、御意見等をお出しいただければと思います。山田委員、お願いします。

(山田委員)

各分野のそれぞれの状況に従っていろいろな工夫を重ねられていることに改めて敬意を表します。その上で、最後の論点項目のデジタル技術の活用のところに関してでございますが、近年やはり世代ギャップがありまして、いわゆる情報の収集の仕方、あと論考の立て方、それを文章にするという、このプロセスにおいて、特にこれからの世代がいわゆる生成A I が当たり前の世代になってくるということでいうと、おそらく司法試験の勉強のプロセスからいわゆる生成A I を普通に使いこなしている人間が出てきて、それが例えば自学自修の際にもそういうツールを使っている。なので自宅で学修するときもそうなると思いますが、実際にその現場や教場のところでいうと、そういったものを使わない状況になると、かなりそこについては対応能力そのものにギャップが出てくるのではないのかなというふうに思っています。シンクタンクにおける実務のトレーニングは、法律ではなく経済になりますが、基本的な枠組みや論考を学ぶということに関しては孫引きをせず原典を見る、元のデータを見る、それを基に論考をして、文章を考えて、それを起案するという、そういう流れになっていますが、特に研修の過程で若手がこ

ういう生成A I 世代なので、その辺で実際に瞬発力的にそういったものを整理をする能力というのがなかなか涵養できずに、なかなかここは難しいなということで、そういうギャップが生まれてくるときに、その辺のギャップをどういうふうに埋めていくかというところは、これは我々の世代とは随分違う頭の構造になっているということである、と考えていく必要があるのかなというのが1点でございます。

あと、生成A I の使い方についても、単純にデータや情報を、先ほど何の情報を取っていいのかが分からないというような、簡単な情報収集手段としての生成A I の活用もあれば、どうやって解釈をするのだとか、最近だともう全部文章にしてしまうまでやってくれる生成A I もありますので、そういう意味でいうと、シンクタンクやコンサルティング会社も取組を進めていますが、いわゆる生成A I の活用のガイドライン的なものを、これは各分野において秘密性等の観点から異なると思うのですが、いわゆるガイドライン的なものはどこかのタイミングではやはり整理をしていく時代に入ってきているのではないのかなというふうに思っています。

一方、我々のような形でいうと、先ほどのアンケートの収集・分析というのは、一方で運営サイドの方からしてみると今度は我々が生成A I を使ってどういう情報収集・分析をするかみたいなことも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

(山本委員長)

大変重要な御指摘だったと思います。今回の指担協の弁護分科会の結果を見ると、何を参照してもよいという起案についてC h a t G P Tを使用したか聞いているけれども、今のところ使用している修習生は少ないようだという発言が記載されていますが、これは逆にいえば少ないようだというのは使用している修習生もいたということを示しているようにも思われて、今後ますます、いろんな場面で当然増えていくということ、これは法科大学院

とかいろんなところでも、あるいは司法全体にとってもそうだと思いますが、今の倫理の御指摘、使い方の御指摘も含めて非常に重要な御指摘を頂いたかと思います。おそらく直ちにお答えいただくのは難しいと思いますが、必ず検討が必要になる話だというふうに思いますので、引き続き司法研修所にも検討していただければというふうに思います。それでは、松下委員、お願いします。

(松下委員)

三輪幹事に質問なのですが、協議事項1の工夫例の紹介で、控訴事件を題材に合議メモの作成と合議の主催をさせるということで主張分析能力を高めるという工夫があったということでした。どういう考え方で控訴事件を扱っているのでしょうか。普通に考えたら第一審、これから手続を進めていくというところで訓練するのかなと思ったのですが、少し意外だったので、もし何か分ければ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(山本委員長)

三輪幹事、いかがでしょうか。

(三輪幹事)

こちらはおそらく簡裁が一審で地裁が控訴審の事件だと思います。おそらく、合議事件にしては、事案が簡単で、主張分析や事実認定も比較的容易にでき、修習生としても、メモを作成したり、議論に加わったりしやすいからではないかと思います。

(山本委員長)

ありがとうございました。夏季休暇の問題は、なかなか時期がこういうことになってしまったので、完全な解決策といいますか、完全に全てを平等にしていくということは非常に難しい中、いろんな工夫をいただいている。場合によっては休暇をずらすとか減らすとか、それはさすがになかなか難しいだろうということも含めて、いろんな工夫をされているというところだ

と思います。これはもう毎年今後はこの時期に行われるということは避けがたいので、引き続きこれは無理のない範囲で工夫をしていただく他ない問題かというふうに思いますが。

それでは、御議論いただきましたが、最後に、やはり司法研修所の上席教官の幹事から教官室から見た3プラス2の制度、つまり新しく変わった法曹養成制度下における、司法修習生の様子についての御報告をお願いしたいと思います。この点、前回の委員会では導入修習時点の様子として77期は76期までと比べて能力・資質で顕著な差異はないものの、基本的知識や理解の面で心もとない修習生が増えたという感想とか、横のつながりが強く、総じて真面目であるという印象の一方で、コスパあるいはタイパといわれるものを重視して、より幅広く奥深く調査・思考を重ねていくといったタイプが少ないのではないかといったような感想も聞かれたところかと思います。

その後、この分野別実務修習を経て、あるいはA班については集合修習も既に終わっているわけですが、その辺りを踏まえて司法修習生の様子を改めてお伺いしたいと思います。先ほどの御発言の中で既に分科会との関係で若干触れていただいたところもあったかと思いますが、まずは、三輪幹事からお願いいたします。

(三輪幹事)

結論的には前回御報告したのと変わっておりません。顕著な差異はないように思いました。よくできる人もいれば、それほどでもない人もいます。人それぞれで、しかも、実務修習期間中、意欲的に勉強する人はどんどん伸びていく一方、何でここまで勉強しなかったのかという人も一部ではありますがいました。よくできる人、できない人のいずれにも在学中受験の合格者がいるという、そのような状況でございました。

(山本委員長)

それでは、続きまして刑事裁判教官の下津幹事からお願いいたします。

(下津幹事)

基本的には同じで、3プラス2の対象の修習生の勉強量が少ないですとか、あと知識が不足しているというような状況は余り見て取れないといったところであります。ただ、これは在学中受験の影響なのかもしれませんが、実務基礎科目というものが法科大学院の科目が、在学中受験のために卒業直前の3年次の秋学期に移ったこともあって、これまでの修習生よりは刑事手続の知識があるという報告が二、三のクラスからありました。このような傾向が広がっていくのか引き続き注視する必要があるというのが現在の状況でございます。

(山本委員長)

それでは、検察教官の松本幹事、お願いいたします。

(松本幹事)

全く同様でございます、やはり在学中合格者と既卒合格者との間に、少なくとも集合修習では顕著な違いというのを感じたことはございませんでした。また、実務庁においても、先ほど若干御紹介させていただきましたように、やはり顕著な違いを感じるものはなく、全くの個人差といえますか、本人たちの努力によるところであろうというような感想が多く見られたところでございます。

また、個人的な考えになりますが、77期につきましては3プラス2で合格した人たちの初年度ということもございますので、そういう意味では在学中でかなり自信のある人たちが受験をしていたというようなところもあるのかなと思われまして、78期、79期となってくると、もしかすると多少の特色が出てくるのかもしれないなどは考えるところでございます。

(山本委員長)

それでは、続いて民事弁護教官の矢作幹事、お願いします。

(矢作幹事)

私も同じでして、特に違いはなく、私自身、誰が3プラス2かとかそういうことを意識していなかったなので、改めて最終的な成績の上の方と下の方を見てみたら両方いるということで、やはり変わらないのかなというふうに感じています。ただ、修習生の間では就職先に差が出るところがあって、就職の内定先で何というかヒエラルキーではないですが、修習生同士そういった点をすごく意識しているところがあるものですので、その能力とは関係ないところの何かしらの影響が出てくるのかなというふうに思っております。

(山本委員長)

それでは、最後に刑事弁護教官の野口幹事からお願いいたします。

(野口幹事)

特段私から付け加えることはございません。各教官の上席がおっしゃったとおりだと考えております。

(山本委員長)

大変簡潔かつ明瞭に御説明いただいたかと思いますが、ただ今の各幹事の御説明につきまして御質問あるいは御意見を頂ければと思います。菅原委員、お願いいたします。

(菅原委員)

質問なのですが、今就職先に差があるとおっしゃっていた意味がよく分からなかったのを教えていただけると有り難いと思います。

(山本委員長)

ありがとうございます。矢作幹事、いかがでしょうか。

(矢作幹事)

要するに若ければ若いほど大手事務所に就職しやすいと。合格まで時間が掛かればやはり大手事務所への就職は難しくなりますので、そういうところのヒエラルキーのようなものがあるように感じています。また、特に今の修習生は、弁護教官に、どうやったら稼げるか、稼ぎ方を教えてくださいと聞

いてくるなど、収入の多寡をすごく意識するように感じています。そういうなかで、大手事務所に就職したいという気持ちが強い人が多くて、そこに行くにはやはり予備か3プラス2かというようなルートだとか、そういうことが明らかに出ているということでございます。

（菅原委員）

ありがとうございました。よく分かりました。

（山本委員長）

少し暗黒面といいますか、法曹界のそういう面がやはりどうしてもあるというところのお話だったかと思います。岩崎委員、お願いいたします。

（岩崎委員）

今のに付け加えると、今時の修習生あるいは新任の弁護士は、大手事務所に入ったところで長くそこにいるつもりはないという人が多いようです。5年ぐらい経ったら自立するのか、あるいはコンサルタントみたいな仕事を、弁護士の資格を持ったままの場合もあるとは思いますが、することを考えているそうで、大手の法律事務所の方でもそういう人が入ってくるんだよねとってパートナーが嘆いています。うちで長くやるようなつもりがない人が結構来るんだよねと言っておられますので、矢作幹事がおっしゃったとおり、どうやったら稼げますかの行き先は弁護士ではないのかもしれないなというふうに最近感じているところでございます。

（山本委員長）

鈴木幹事、お願いいたします。

（鈴木幹事）

日弁連の修習委員会で各単位会の方から上がってくる意見の中で、一生懸命、分野別実務修習の指導をしても、地方の単位会に残って法曹になるという人がほとんどいないというようなことを指摘する意見が最近よく出てくるようになりました。このことだけ御紹介しておきたいと思います。

(山本委員長)

非常に重要な情報かと思います。濱中委員、お願いいたします。

(濱中委員)

そういった修習生の様子の最近の傾向というような話も出ましたが、先ほどアンケートを再編成するというような話が出たところで大変恐縮な話ではあるのですが、修習生が一体どのような意図を持ってこの法曹の道を選んでいるのかだったり、実際に検察になろうと思っているのか裁判官なのか弁護士なのか、どのようなキャリアを歩もうと思っているのかというようなことに関しても、簡単に項目を取りながら、実際にどのような態度で学びに臨んでいるのかだったり、そういうような要望を持っているのかだったり分かるようにアンケートを設計し直していくというようなこともまたいずれ考えてもよいのかなというようなことを思いながら伺っておりました。

(山本委員長)

アンケートの属性情報について、確かに今のところは3プラス2の在学中受験組なのかどうかというところは必ずしも分からないという状況のようですので、属性情報をどこまで聞くかということも考えていく必要は確かにあるかというふうに思いました。法科大学院としては、どなたかから御指摘があったように、実務科目を3年後期に回して司法修習と連続するような形に多くのところはしたということで、それが修習の方により影響を与えていたという。私は確かこの法案審議の国会での参考人でそういう希望を述べたところ、希望的観測過ぎるのではないかというような御批判を頂いた部分もあったのですが、もし現実になんかそういう方向が進むのであれば、それは非常に望ましいかなというふうに思いますが、松本幹事ですかね、御指摘があったように、もう少し先、78期、79期の方まで見てみないとこの在学中受験、3プラス2の影響というのは測るのは難しいのではないかという御指摘は誠

にごもっともだというふうに思いましたので、この点は引き続き当委員会としても関心を持って議論をしていっていただきたいというふうに思うところ
です。

それでは、本日の議論はこの程度ということにさせていただければと思います。かなり多くの問題といたしますか、あるいは司法研修所の方からの宿題ということかもしれませんが、いろいろ御指摘を頂いたかというふうに思いますので、御検討いただいて司法修習の更なる質の向上に努めていただければというふうに思います。

それでは、本日の司法修習委員会はこれにて終了とさせていただきます。
長時間にわたりまして御熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

[了]